

# 名古屋港管理組合公報

平成21年11月24日

(火曜日)

号外第237号

## 目次

○指定管理者の募集 ..... 1

## 公 告

### 名古屋港管理組合公告

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を募集します。  
平成21年11月24日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

#### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称等

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地	指定管理者に行わせる公の施設の管理に関する業務の範囲	指定管理者の指定の期間	指定の申請書類の提出期間	募集要項の配布場所、募集要項を掲載するホームページ及び問い合わせ先
名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園 名古屋市港区港町1番9号ほか	名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号）及び同条例施行規則（昭和59年名古屋港管理組合規則第9号）並びに名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）及び同条例施行規則（昭和58年名古屋港管理組合規則第4号）に定める業務	平成22年4月1日から平成26年3月31日まで	平成21年12月15日（火）から平成22年1月4日（月）まで	名古屋港管理組合港営部関連事業担当 〒455-0033 名古屋市港区港町1番9号 ホームページアドレス <a href="http://www.port-of-nagoya.jp/">http://www.port-of-nagoya.jp/</a> 電話（052）654-7979
富浜緑地始め8緑地（富浜緑地の一部の公の施設を除く。） 弥富市富浜一丁目4番ほか	名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）及び同条例施行規則（昭和58年名古屋港管理組合規則第4号）に定める業務	平成22年4月1日から平成26年3月31日まで	平成21年12月15日（火）から平成22年1月4日（月）まで	名古屋港管理組合港営部関連事業担当 〒455-0033 名古屋市港区港町1番9号 ホームページアドレス <a href="http://www.port-of-nagoya.jp/">http://www.port-of-nagoya.jp/</a> 電話（052）654-7979
金城ふ頭中央緑地始め7緑地 名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番ほか	名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）及び同条例施行規則（昭和58年名古屋港管理組合規則第4号）に定める業務	平成22年4月1日から平成26年3月31日まで	平成21年12月15日（火）から平成22年1月4日（月）まで	名古屋港管理組合港営部関連事業担当 〒455-0033 名古屋市港区港町1番9号 ホームページアドレス <a href="http://www.port-of-nagoya.jp/">http://www.port-of-nagoya.jp/</a> 電話（052）654-7979

<p>新舞子マリナーパーク、南浜緑地及び北浜緑地</p> <p>知多市緑浜町2番地ほか</p>	<p>名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）及び同条例施行規則（昭和58年名古屋港管理組合規則第4号）に定める業務</p>	<p>平成22年4月1日から平成26年3月31日まで</p>	<p>平成21年12月15日（火）から平成22年1月4日（月）まで</p>	<p>名古屋港管理組合港営部関連事業担当</p> <p>〒455-0033</p> <p>名古屋市港区港町1番9号</p> <p>ホームページアドレス</p> <p><a href="http://www.port-of-nagoya.jp/">http://www.port-of-nagoya.jp/</a></p> <p>電話 (052) 654-7979</p>
---	--	--------------------------------	---------------------------------------	---

## 2 指定管理者の指定の申請の方法

### (1) 申請書類

指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則（平成17年名古屋港管理組合規則第16号）第3条に定める申請書及び添付書類

### (2) 提出期間

1のとおり。

### (3) 提出場所

1の募集要項の配布場所と同じ。

## 3 指定管理者の選定に係る審査の基準

指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年名古屋港管理組合条例第5号）第3条第3項各号に掲げる基準により最も適切に指定管理者の業務を行うことができると認めるものを選定します。ただし、指定管理者として指定することが適当と認められるものがなかったときは、申請者の中から指定管理者を選定しないことがあります。

## 4 その他

詳細及び説明会の開催については、募集要項によります。